

府中市内飲食店テイクアウト・デリバリー応援補助金 よくあるご質問（Q & A）

Q 1	どのような飲食事業者が対象になりますか。
	府中市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受け、 店内に飲食スペースを有する飲食店等を営業する事業者が対象 です。従来からお弁当や惣菜類、お菓子類、パン・ドリンク類などの販売を主な業務としているスーパーマーケットやコンビニ、小売店、キッチンカーは対象となりません。
Q 2	府中市内に在住し、調布市内で飲食店を営業していますが、対象となりますか。
	対象となりません。飲食店等が府中市内にあることが必要です。
Q 3	本社が府中市外にあるが、市内に店舗を持っている。対象になりますか？
	飲食店舗が府中市内にあれば対象になります。
Q 4	市内で複数の飲食店を経営していますが、それぞれの店舗で申請できますか。
	可能です。ただし、店舗ごとに申請書類・必要書類をご用意頂き、代表者が取りまとめて1回でご申請ください。
Q 5	消費者還元策とは具体的に何のことですか。
	①通常価格から割り引いた、特別価格での商品の提供 ②無料1品サービスの提供 上記2点を想定しています。上記以外の消費者還元策を実施する場合は、内容について審査しますので事前にお問合せください。
Q 6	Q 5の割引等に定めはありますか。
	テイクアウト・デリバリーの利用を促進することを目的としていることから、より多くの方に商品が提供できることを目指しています。そのため、特別価格での提供の場合、 50%を超える高い割引率での商品提供や、高額商品の販売（一般的な常識を超えるもの）に対しては、補助対象外 となります。また、サービス品の提供の場合、 購入商品より高額なサービス品の提供は補助対象外 です。
Q 7	もともとテイクアウトやデリバリーのみで商品を販売しているが、対象になりますか？
	東京都の営業時間短縮の要請を受ける等、新型コロナウイルス感染拡大状況下で影響を受けている飲食店に対して支援を行う事業であるため、もともとがテイクアウトやデリバリーのみの場合には対象になりません。

Q8	テイクアウトやデリバリーを今までやっていなかったが、新たに始めようと思っている。この場合にも対象になるか？
	テイクアウトやデリバリーを新たに始める飲食店についても、申請要件を満たしていれば対象になります。（※実施報告書に記載する際の定価の欄には、商品の正規販売予定価格を記入してください。）
Q9	新たにテイクアウトやデリバリーを実施する場合の経費についての助成制度はないか？
	東京都の業態転換支援の助成金制度があります。詳細は東京都中小企業振興公社のホームページをご覧ください。（受付期限：令和3年10月31日まで）
Q10	全てのメニューについて割引等の消費者還元サービスを行う必要がありますか？
	割引等の消費者還元サービスの実施が一部商品のみでも補助対象となります。
Q11	持ち帰りの弁当を大盛り+100円で販売しているが、それを「大盛り無料」で提供した場合、この補助の対象となりますか？
	通常、追加料金を貰って販売しているテイクアウト・デリバリー商品について、消費者還元の無料サービスを行う場合には、補助対象となります。
Q12	お客様へのクーポン券の配布やポイントの付加も対象になりますか？
	今回の支援補助金は、消費者にその場で即還元されるサービスを対象としますので、クーポン券やポイントの付加については対象となりません。
Q13	民間のデリバリー事業者を使ってデリバリーを実施しているが、対象となりますか？
	民間のデリバリー事業者を利用しても対象になります。ただし、あくまでも消費者還元金額相当分を補助するもので、デリバリー事業者への手数料等は補助の対象にはなりません。
Q14	テイクアウト・デリバリーに使用する容器等の消耗品購入経費は対象になりますか？
	対象となりません。
Q15	市販品（ペットボトルの飲み物等）をサービスで提供した場合や、割引サービスをした場合、この補助の対象となりますか？
	対象となりません。ただし、店舗オリジナルのものは可です。
Q16	テイクアウトやデリバリー、消費者還元策の実施調査などを行いますか。
	実施していることを確認するため、取組状況について現地の調査を行う場合があります。
Q17	事業実施にあたり、注意することはなんですか。
	消費者還元策の実施内容について、お客様に周知してください。 具体的には、ポスターやチラシ、店頭、インターネットなどで「店舗名」「実施期間」「内容」「金額」などの詳細が分かるよう周知してください。これらの周知媒体は報告書提出時にコピー等を提出していただく必要があります。お忘れなきようお願いします。